**介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者（訪問型サービス・通所型サービス）指定申請に係る添付書類について**

新規指定申請にかかる提出書類一覧

|  |  |
| --- | --- |
|  | 提出書類及び添付書類 |
| １ | 指定申請書 |  |
| ２ | 付表 |  |
| ３ | 登記事項証明書又は条例等 |  |
| ４ | 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 |  |
| ５ | 管理者の経歴　※通所型サービスのみ |  |
| ６ | サービス提供責任者の経歴　※訪問型サービスのみ |  |
| ７ | 事業所の平面図 |  |
| ８ | 設備・備品等一覧表　　　　※通所型サービスのみ |  |
| ９ | 運営規程 |  |
| 10 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 |  |
| 11 | 介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書 |  |
| 12 | 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書介護予防・日常生活事業費算定に係る体制等状況一覧表 |  |

※「サービス提供責任者の経歴」は、次の書類に代えることが可能です

（通知「指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて」（平成20年7月29日老振発第0729002号））。

（１）介護福祉士の場合　　　　　　　　→「介護福祉士登録証」

（２）介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修了者の場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→「当該研修を修了した旨の証明書の写し」

（３）訪問介護に関する2級課程修了者　→「当該研修を修了した旨の証明書の写し」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「3年以上介護等の業務従事したことが

わかる書類」

**第１号事業所指定申請に係る留意事項**

**1　登　記　事　項　証　明　書**

登記事項証明書においては、第１号事業を実施する旨の記載が必要となります。

なお、その記載に当たっては、介護保険法で使用されている用語にて記載していただくことが適切であると考える。（介護保険法第115条の45第1項第1）

　　　【記載例】

　　　　・「介護保険法に基づく第１号訪問事業」

　　　　・「介護保険法に基づく第１号通所事業」

**２　運　営　規　程**

指定（介護予防）訪問介護・指定（介護予防）通所介護の時と同様に、それぞれ以下の事項について記載が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 第１号訪問事業 | 第１号通所事業 |
| ①事業の目的及び運営の方針 | ①事業の目的及び運営の方針 |
| ②事業所の名称、所在地、連絡先 | ②事業所の名称、所在地、連絡先 |
| ③従業者の職種、員数及び職務の内容 | ③従業者の職種、員数及び職務の内容 |
| ④営業日及び営業時間（サービス提供時間も含む） | ④営業日及び営業時間（サービス提供時間も含む） |
| ⑤第１号訪問事業の内容及び利用料その他の費用の額 | ⑤第１号通所事業の利用定員 |
| ⑥通常の事業の実施地域 | ⑥第１号通所事業の内容及び利用料その他の費用の額 |
| ⑦緊急時における対応方法 | ⑦通常の事業の実施地域 |
| ⑧その他運営に関する重要事項　※記録の保存年数　５年 | ⑧サービス利用に当たっての留意事項 |
|  | ⑨緊急時等における対応方法 |
| ⑩非常災害対策※防災訓練の具体的な回数 |
| ⑪その他運営に関する重要事項※記録の保存年数　５年 |

（２）第１号訪問（通所）事業は、指定訪問（通所）介護と異なり、その利用料等は市区町村が定めることとなります。（介護報酬告示上の額ではありません。）

　　【記載例】訪問

　　　「第１号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、市区町村が定める基準

　　　によるものとし、当該第１号訪問事業が法定代理受領サービスであるとき

　　　は、その額のうち自己負担割合に応じた額とする。」

　　【記載例】通所

　　　「第１号通所事業を提供した場合の利用料の額は、市区町村が定める基準

　　　によるものとし、当該第１号通所事業が法定代理受領サービスであるとき

　　　は、その額のうち自己負担割合に応じた額とする。」

　（３）社会福祉法人においても、運営規程については第１号事業の定めが必要です。

（４）第１号事業の運営規程については、指定訪問（通所）介護の運営規程と一体的または別に定めることができます。